

○ 危機管理建設分野

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (● ● 第 回総会 ; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input checked="" type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 総務省 <input type="checkbox"/> 県 担当部局 <input type="checkbox"/> その他 名称		
件名	20 消防団員の準中型自動車免許取得に係る地方財政措置の拡充について		
提案市	塩尻市		
提案要旨	<p>消防団活動を維持継続するため消防団員が準中型自動車運転免許を取得する経費について、地方公共団体が助成を行った場合の地方財政措置の拡充を要望する。</p>		
提案理由	<p>平成29年3月12日の道路交通法改正により、普通免許で運転できる自動車は車両総重量3.5トン未満となった。現在の消防ポンプ車は車両総重量5.0トン未満であり、運転できない消防団員が生じ、消防団活動に支障をきたしている。</p> <p>消防団員が準中型免許を取得する経費に対して公費助成をした場合、特別交付税により地方財政措置を講じているが、国の制度改正により、消防団活動に支障が生じたことから国の責任において、10/10の地方財政措置を要望するものです。</p>		
現況及び課題等	<p>塩尻市は、車両総重量5.0トン未満の消防ポンプ車を8台所有しており、将来的に消防ポンプ車を運転できない消防団員がさらに増加し、消防団活動に支障が生じる。</p>		
関係法令			